

第3回「あいち医師・歯科医師九条の会」憲法のつどいにご参加を

講演 どうなる憲法、どうする憲法 ～安倍内閣となつて～

任期中の改憲を明言し、昨年末に教育基本法を成立させ、今春の通常国会では改憲手続き法成立を宣言している安倍首相の憲法論や改憲をめぐる現状についてお話しいたします。

講師 愛敬 浩二 氏

(名古屋大学大学院法学研究科教授)

2月17日(土) 午後3時～5時

中京大学・名古屋キャンパス「7階 0704 教室」

(名古屋市昭和区八事本町101-2、地下鉄「八事」駅下車すぐ)



愛敬 浩二 (あいきょう こうじ)
1966年生 法学博士
1996年 早稲田大学大学院法学研究科博士課程修了
1999年 信州大学教育学部助教授
2005年 名古屋大学大学院法学研究科教授
主要著作『新版 現代憲法 日本とイギリス』(元山健ほか編、敬文堂・2000年)、『新現代憲法入門』(山内敏弘編、法律文化社・2004年)、『改憲問題』(愛敬浩二著、筑摩書房・2006年)

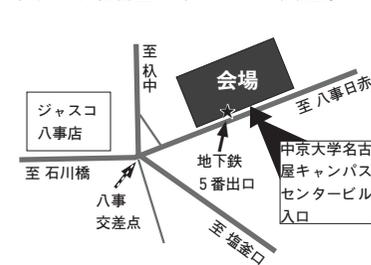
参加協力費：医師・歯科医師 1000円
一般市民 500円

主催：あいち医師・歯科医師九条の会

連絡先：名古屋市昭和区妙見町19-2
愛知県保険医協会気付

FAX 052-834-3512 電話 052-832-1345

中京大学名古屋キャンパス・交通案内



一月十七日開催された自民党大会で、安倍晋三首相(党総裁)は、「美しい国」の形を示すものは憲法とし、「立憲の精神に立ち返って、憲法改正に取り組んでいきたい」と述べた。
安倍首相は昨年九月の自民党総裁選挙の時から、「二世紀の日本にふさわしい憲法の制定」を公約し、「リーダーシップを発揮する」と、三年の任期中に道筋をつけるとしてきた。
昨年の臨時国会では、通常国会から継続審議となっている①教育基本法「改正」案、②自衛隊・防衛庁設置法等改正案、③憲法改正手続法案、④共謀罪法案―を審議してきた。

一方、自民党は「改憲」を公約し、自衛隊・防衛庁設置法等改正案については、成立させた。自衛隊・防衛庁設置法等改正案については、自民・公明に加えて、民主党の賛成も得た。安倍首相は七月の参院選で、憲法改正問題を争点に据える方針を強調している。同時に二十五日から開催される通常国会で、憲法改正手続法案を成立させるとしている。
自民党の中川幹事長は年明けの講演で、国民投票法案について憲法施行六十周年の五月三日までに成立させ、自民党が二〇〇五年にまとめた「憲法改正草案」を参院選での公約に掲げるとした。
国民投票法案については、民主党の鳩山幹事長が通常国会での成立に前向きなことや、枝野民主党憲法調査会長が昨年末に「五月三日までの成立」を言及、事実として自民・民主合作の動きとも見られている。
『改憲』にとって条文の変更は「ソフトステージ」(森英樹氏)、憲法「改正」の道程は、国民投票法案の成立が第一歩と言える。
こうした情勢の中で、愛敬浩二氏を講師に、「どうなる憲法、どうする憲法―安倍内閣となつて」を考える、第三回憲法のつどいを企画しました。ぜひお出かけ下さい。

通常国会

「5月3日までに成立」(自民党) 幹事長

改憲手続き法は九条改憲の第一歩

第6号 2007年1月18日発行

あいち医師・歯科医師九条の会ニュース

名古屋市昭和区妙見町19の2、
愛知県保険医協会内
あいち医師・歯科医師九条の会
〒466-8655
電話 052-832-1345
FAX 052-834-3512

守ろう憲法



私の思い

『愛知保険医新聞』から転載

日本国憲法
第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

改憲の論拠を問う

北区 徳田 秋

「憲法を書き換えよう」といっている人たち、の言い分を吟味してみよう。どの言い分も、ちょっと聞くととってもらしく聞こえるのですが、きちんと考えるといろいろな矛盾があります。

「今の憲法はアメリカに押しつけられたものだから、日本人の手で書き直すべきだ」

占領下で新憲法の制定を強制されたことも、憲法の原案がアメリカから示されたことも事実です。問題は、誰が書いたかではなく、何が書いてあるかではありませんか。

当時の日本政府が準備していた改正案は明治憲法にほんの少し手を加えただけのものであって、主権在民も男女平等も書かれてはいませんでした。そんな憲法の方が望ましいと思う人がいるのでしょうか。

しかも現在の日本の憲法を一番変えたがっているのは、日本に向かって「Show the flag!」「Boots on the ground!」と叫ぶ、アメリカの「ネオコン」たちであって、これこそ真正銘の「押しつけ」ではありませんか。

「憲法は現実的でない、もっと現実に合わせて書き直すべきだ」
憲法に書かれていないことも、実現していません。たは少なからずあります。

たとえば完全に男女が平等になっていないからといって「両性は平等でなくともいい」と憲法に書けようとするのでしょうか。すべての国民に「健康で文化的な生活」が保障されているとはいえないから、二五歩はなくてはならないのでしょうか。

「国際貢献をして、日本が世界から認められるためには、自衛隊を海外に送らなければならない」

これは極めて一面的な主張です。国際貢献は武力だけでできるものではありません。世界には、飲み水がないばかりに死んでいく子どもたちがいます。日本では見ることができなくなったマラリアなどの伝染病で、毎年たくさんの方が亡くなっています。こんな人たちのために、軍隊がどんな役に立つのでしょうか。

開発途上国の人びとに役立つことが日本にはたくさんあります。自衛隊を送り出す費用で、薬品を送ったり、さまざまな技術者を派遣したりする方が遥かに多くの人から感謝され、それによって日本の国際的な評価がどれほど高まるか分りません。

「時代が変わったから憲法も変えなければならぬ」
これも大変な思い違い

「今の憲法には環境権やプライバシーのことが書かれていないから書き加えるべきだ」
改憲派が比較的最近になって口にしたのは議論です。確かに、環境の汚染や、プライバシーの侵害が現実起こっていることは事実です。しかし、それは憲法に書いていないから起こったのでしょうか。今の憲法の下でも、環境を汚染したり、他人のプライバシーを犯したりしたことが明らかになった場合には、法律によって処罰されているではありませんか。

これまで、平気で自然を破壊したり、他人の家に盗聴器を仕掛けたりしてきた人たちが、一番熱心にそれを主張するので、そのいかにわしさははっきりしています。

「憲法だって法律だから、改正にそれほど慎重である必要はない、改正の手続きも、もっと簡略にしようじゃないか」
これも近頃しきりに耳にする議論です。憲法も法律にはちがいないのですが、普通の法律とは違います。

その改正手続きが、普通の法律よりも厳格に定められています。

「国の防衛や外交は、個人個人の利害よりも大切だ」
これを四字熟語にすれば、「滅私奉公」の時代の方がよかった、もう一度あんな世の中になんか考えている人がいるのでしょうか。

められている憲法を「硬性憲法」といいます。国の政治の枠組みを、一時の誘惑やパニックによって、誤った、合理的でない改正をしてしまわないための工夫といわれています。

政治の基本的な枠組みが絶えず変われば、社会は当然不安定になります。憲法を簡単に変えたという人たちは、そんな不安定な国の方が望ましいとでもいうのでしょうか。

こんなことが二度と起こらないように「この国の主人は国民。国のために国民があるのではなく、国民のために国があること（主権在民）民主主義」をはっきりと決めたのが今の憲法なので

あいち九条の会 発足2周年のつどい

とき 2月25日(日) 午後2時～

ところ 名古屋市教育館/2階・講堂
(中区錦三丁目16番6号/名古屋市教育センター分館(教育館)、地下鉄「栄」下車10B出口から西へ、地図参照)

講演 小林 武 氏(愛知大学法科大学院教授)

テーマ 2007年の安倍政治
～憲法をどう守るか～

参加無料

主催：あいち九条の会

連絡先：名古屋第一法律事務所
中区丸の内2-18-22 三博ビル5階
電話 052-211-2236 <http://www.aichi-article9.jp>

